

随意契約理由書

1 案件名称

地域福祉コーディネート事業

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市浪速区社会福祉協議会

3 随意契約理由

日ごろから地域住民による見守りが行われ、だれもが孤立せず地域で安心して暮らせる地域づくりを進めるためには、地域住民同士の繋がり、安心できるご近所との繋がりによって社会からの孤立感を解消する仕組みが必要であり、住民同士の繋がりづくりを進めるキーパーソンの存在が求められている。

また、近い将来発生が懸念される大規模災害時に対する備えとしての住民同士の見守り体制の構築や、福祉専門職との協働による見守り体制の強化を目指す必要がある。

これらの諸課題に対する課題解決のため、本事業は「地域福祉サポーター」を各地域に配置し、様々な活動を通して地域福祉の推進を図っていくものである。

なお、本事業の実施にあたっては、区CM事業の「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」におけるコミュニティソーシャルワーカーとの意思疎通や連携が必要不可欠である。

大阪市浪速区社会福祉協議会は、大阪市福祉局と特名随意契約を締結して「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を実施しており、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を通じて収集した要援護者の情報（要援護者名簿）を有する唯一の団体である。地域福祉サポーターが要援護者名簿を活用することで、地域住民による日頃の見守り活動体制構築の支援や地域住民同士の繋がりづくりをより一層推進することができる。大阪市浪速区社会福祉協議会は、「地域福祉の推進」のために地域支援を行い、地域住民や様々な地域団体、社会福祉施設等、地域における社会資源の「プラットフォーム」としてネットワークを有し、連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である。また、当区と「地域福祉活動の支援にかかる連携協定書」を締結しており、協働して地域福祉の推進を図っている。

このことから、本事業を実施するにあたり、より良い支援を展開するためには、大阪市浪速区社会福祉協議会以外には履行が不可能であるため、当団体と随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所 保健福祉課（電話 06-6647-9859）

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度浪速区文化スポーツ振興事業

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

本事業では、浪速区の地域文化の向上を図り、生涯スポーツ事業や文化事業等を通じて、若年層やこどもを含むすべての区民が相互に交流を深めて「人と人とのきずな」、地域における「つながり」を感じることができる地域社会づくりを促進させ、これまで地域活動への関わりが薄かった人たちが関心を持ち、市民相互の交流を行うことができるまちづくりの推進を目的とする。

事業を通じた区民相互交流、コミュニティ醸成を進めるためには、さまざまな専門的なノウハウやネットワークを活かした企画、事業展開を行うことが必要である。専門的ノウハウや豊富な経験等を備えた事業者から広く企画案を募集し、専門家による審査と意見を踏まえて、最も適切な実施方法を提案した事業者の提案内容に基づいて事業を行うことで、より魅力ある事業実施に繋がり、さらなる事業成果を得ることが期待できることから公募型プロポーザル方式を採用する。

公募の結果、令和6年度文化スポーツ振興事業事業者選定会議において、事業効果や目標、事業内容、事業経費、過去の類似事業実績等について審査し、総合的に優れた提案を行った一般財団法人大阪市コミュニティ協会を選定し、契約を行うものとする。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

電話番号：06-6647-9743

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区制100周年×E X P O記念事業企画運営等業務

2 契約の相手方

一般財団法人大阪市コミュニティ協会 理事長 大垣 純一

3 随意契約理由

本業務は、令和7年の区制100周年に向けて実行委員会と連携・協働を図りながら、より多くの区民や企業等が参画する様々な記念事業の企画及び区制100周年の認知度向上や大阪・関西万博の機運醸成に向けた効果的な情報発信、新たなコミュニティの醸成に向けたプレ記念事業としての区民まつり開催といった高度な知識・技術や創造力、構想力、専門的なノウハウや豊富な経験等が要求される業務であるため、最も優れた企画提案をした事業者を採用することで、本業務遂行にあたって最も優れた成果が期待できることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

令和6年3月18日に開催した外部有識者3名による審査の結果、一般財団法人大阪市コミュニティ協会が、技術力、企画・実行力等において総合的に優れた提案を行い、本業務について最も効果的に実施を期待できると判断されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所総務課（企画調整）

電話番号：06－6647－9683

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度浪速まなび支援事業業務委託

2 契約の相手方

株式会社キズキ 代表取締役 安田 祐輔

3 随意契約理由

本事業は、浪速区内の市立小学校児童を対象に、放課後に、学校から出された宿題や授業の予習、復習などの自主学習ができる「学習ルーム（支援）」を各学校内に設置し、自習学習ができる環境を整備することで、児童の学習習慣の形成を図り、児童の学力の向上につなげることを目的としている。

この内容を実施するにあたり、本事業の目的の達成に向けて、特に児童の学習の見守りや指導、学校等との連携について、民間事業者の持つ専門的ノウハウや幅広い知識、業務経験等を活かした事業展開を行う必要がある。

受注者選定にあたっては公募型プロポーザル方式を採用することで、専門的ノウハウや豊富な経験等を備えた事業者から広く企画案を募集し、専門家による審査と意見を踏まえて、最も適切な実施方法を提案した事業者の提案内容に基づいて事業を行うことで、効果的な事業成果が期待できる。

令和6年2月27日に開催された学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社キズキの企画提案が総合的に優れており、幅広い視点による、きめ細かい学習支援が期待できるため、契約相手方として最適であるとのことであった。

その意見を踏まえ、株式会社キズキと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

電話番号：06-6647-9743

随意契約理由書

1 案件名称

浪速区中学生の学力向上支援事業業務委託（長期継続）

2 契約の相手方

株式会社イング 代表取締役 大澤 義弘

3 随意契約理由

本事業は、浪速区内市立中学校に在籍する生徒を対象に、学校以外での学習時間を確保し、少人数制により個々の生徒の習熟度に応じた個別学習指導を行うことで、浪速区内の中学生の学習習慣の形成、基礎学力の向上に資することを目的としている。

これらの内容を実施するにあたり、本事業の目的の達成に向けて、民間事業者の持つ専門的ノウハウや幅広い知識、業務経験等を活かした事業展開を行う必要がある。

受注者選定にあたって公募型プロポーザル方式を採用することで、専門的ノウハウや豊富な経験等を備えた事業者から広く企画案を募集し、専門家による審査と意見を踏まえて、最も適切な実施方法を提案した事業者の提案内容に基づいて事業を行うことで、効果的な事業成果が期待できる。

令和6年2月27日に開催された学識経験者等の意見を聴取する選定会議において意見を聴取した結果、株式会社イングの企画提案が総合的に優れており、これまでの類似事業の実績からも実行性を期待することができるため、契約相手方として最適であるとのことであった。

その意見を踏まえ、株式会社イングと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所市民協働課（教育・学習支援）

電話番号：06－6647－9743

随意契約理由書

1 案件名称

令和6年度浪速区広報紙（令和6年5月号～令和7年4月号）企画編集業務委託
（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社シカトキノコ 代表取締役 向野 剛

3 随意契約理由

本業務については、広報紙の制作に関するデザインや、効果的な情報発信を行うための企画についての高度で専門的な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務であるため、最も優れた企画提案を行った事業者を採用することで、本業務遂行にあたって最も優れた成果が期待できることから、公募型プロポーザル方式を採用する。

令和6年3月18日に開催した外部有識者3名による審査の結果、株式会社シカトキノコが、技術力、企画・実行力等において総合的に優れた提案を行い、本業務について最も効果的に実施を期待できると判断されたことから、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により随意契約を行う。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所総務課（企画調整）

電話番号：06－6647－9683

随意契約理由書

1 案件名称

もと日本橋小学校・同附属幼稚園用地活用事業にかかる不動産鑑定評価等業務委託（概算契約）

2 契約の相手方

株式会社 田園不動産鑑定 代表取締役 中野 聡

3 随意契約理由

不動産鑑定における委託金額については、中央用地対策連絡協議会で定められた「公共事業に係る不動産鑑定報酬基準」により、鑑定評価の対象となる不動産の類型によって決定されるため、競争入札に適さない。

また、本件における不動産鑑定評価は、「もと学校施設という特殊建築物の定期借家による有効活用のに関する評価」であること、また、「災害時避難所機能」「選挙時投票所機能」「地域コミュニティ活動拠点（任意提案）」の確保、「建物・設備の修繕更新等すべて事業者で費用負担と責任により実施」とするなどの鑑定評価上考慮すべき事項が多く、もと小学校施設の定期借家による有効活用に関する鑑定評価実績を有するなど、豊富な知識と高度な専門性を有していることが望ましい。よって、下記の選定基準を踏まえ、契約管財局の不動産鑑定業者登録者から次の選定基準に見合った複数の不動産鑑定業者を抽出し、抽選により選定した者と特名随意契約を行う。

（選定基準）

- ・ 契約管財局の不動産鑑定業者登録名簿に掲載されていること
- ・ 大阪市内に事務所を置いていること。
- ・ 契約管財局基準に基づく不動産鑑定士が複数所属している事業者であること。
- ・ 大阪市の地価公示、相続税路線価、固定資産評価などの公的評価実績を有していること。
- ・ 浪速区内において鑑定の実績があること。
- ・ もと小学校施設の定期借家による有効活用に関する鑑定評価実績を有するなど、豊富な知識と高度な専門性を有していること

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5 担当部署

浪速区役所 市民協働課

電話番号：06-6647-9883